

○岐阜大学共同研究講座及び共同研究部門取扱細則

(平成 29 年 4 月 1 日細則第 9 号)

改正 令和 2 年 2 月 1 日細則第 2 号 令和 2 年 4 月 1 日岐大細則第 34 号
令和 3 年 3 月 9 日岐大細則第 92 号 令和 3 年 12 月 21 日岐大細則第 20 号
令和 7 年 3 月 27 日岐大細則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、岐阜大学共同研究講座及び共同研究部門規程(平成 29 年規程第 16 号。以下「規程」という。)第 11 条第 4 項、第 14 条第 3 項及び第 20 条の規定に基づく共同研究講座及び共同研究部門(以下「共同研究講座等」という。)における上席特命研究員及び特命研究員の称号の付与、教育研究の実施に必要な経費の受入れ並びに共同研究講座等の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号付与)

第 2 条 規程第 11 条第 4 項に規定する上席特命研究員又は特命研究員の称号は、外部機関から本学への在籍出向者のうち、当該機関における研究等の業務実績が十分と認められる者に付与することができる。

2 称号の付与期間は、共同研究講座等の設置期間とする。

(産学官連携支援経費)

第 3 条 規程第 14 条第 1 項第 2 号の「産学官連携支援経費」(光熱水料を含む。)の額は、間接コスト及び教員共同研究講座等参画経費(知の価値分)の合計額とする。

2 間接コストは、産学官連携支援経費のうち、教員共同研究講座等参画経費(知の価値分)以外に必要な経費とし、直接経費と教員共同研究講座等参画経費(知の価値分)の合計額の 30%に相当する額又は 300 万円に共同研究講座等の存続年数を乗じた額のいずれか高い額とする。

3 共同研究講座等の構成員(規程第 11 条第 1 項第 1 号に規定する職員に限る。)については、前項に定める額を基準の人数の 1 名分とし、構成員の人数に応じて当該基準の人数から 1 名増員するごとに年額 60 万円を加算するものとする。

4 教員共同研究講座等参画経費(知の価値分)は、規程第 14 条第 1 項第 2 号に定める産学官連携支援経費のうち、直接経費で人件費を計上しない研究代表者又は研究担当者の人件費相当額及び高度目標達成経費とする。教員共同研究講座等参画経費(知の価値分)及び高度目標達成経費の金額等は、別に定める。

5 前 4 項と異なる金額とする必要がある場合は、部局等の長は学長と協議の上、産学官連携支援経費の額を定めることができるものとする。

6 産学官連携支援経費は、日割り計算を行わない。

7 産学官連携支援経費の使途は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営に係る経費
- (2) 管理事務に係る経費

(3) 共通的又は当該研究の応用等研究活動の推進に係る経費

(4) その他共同研究講座等に必要な経費

(機器)

第4条 規程第3条に定める外部機関は、共同研究講座等において使用する機器について、事前に当該共同研究講座等を設置する部局等の長に報告するものとし、当該部局等の長が必要と認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該機器に係る光熱水料を前条の産学官連携支援経費とは別に徴収することができるものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月1日細則第2号)

この細則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日岐大細則第34号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月9日岐大細則第92号)

この細則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に新規設置する共同研究講座等から適用する。

附 則(令和3年12月21日岐大細則第20号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日岐大細則第51号)

この細則は、令和8年4月1日から施行する。